

令和2年度 空港請負工事積算基準の改定について

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 保全係長 いけだ すぐる 池田 英



1 はじめに

「空港請負工事積算基準」は、国土交通省が発注する空港土木工事（空港用地造成工事，空港舗装工事，空港維持工事），空港土木設計業務等の予定価格を適正に算出するため，国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課が制定しています。

空港土木工事は，航空機が安全に離着陸するために必要とされる制限表面や制限区域，航空機とのクリアランス確保など，空港特有の厳しい制約を受けるため，多くの工事は航空機の離着陸が行われない空港運用時間外（夜間作業）で行われます。特に，空港の基本施設である滑走路，誘導路及びエプロン（駐機場）の工事では，翌朝の空港運用に影響を与えないように，舗装面の摺付け，標識の再設置，掘削箇所の埋戻し，防塵処理等の復旧作業が必要となります。

また，近年では，訪日外国人観光客の増加により空港の運用時間が延長され，工事の作業時間が短縮されるケースもあり，さらに厳しい条件下で施工することが求められる場合があります。

空港請負工事積算基準は，このような空港の特性を踏まえ，歩掛実態調査や施工モニタリング調査，諸経費動向調査等の実態調査を継続的に調査・解析した上で，工事・点検・設計等の実施に

必要な標準歩掛，諸経費（共通仮設費率，現場管理費率）を定めており，社会情勢の変化や，技術革新等による施工環境の変化にも対応できるように取り組んでいます。



2 空港請負工事積算基準の改定概要

(1) 「週休2日」補正対象の拡大

週休2日を確保して工事を実施する場合には，工期を長く必要とし，現場事務所の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や，現場技術者の給与等を含む現場管理費等が，積算基準による計上額よりも高くなる可能性があります。

空港請負工事積算基準では，平成30年度より週休2日（4週8休）達成時における共通仮設費及び現場管理費を補正することとし，翌31年度からは4週6休，4週7休，4週8休の達成状況毎に補正することとしています。

令和2年度においては，これまで対象外としていた労務費及び機械経費についても，週休2日達成に伴い必要となる経費を適切に計上できるように補正することとし，また，最新の施工実態を踏まえ，間接費の補正率の見直しを実施しています（図－1）。

	4週6休	4週7休	4週8休		4週6休	4週7休	4週8休
労務費	—	—	—	▶	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	—	—	—		1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.02	1.03		1.01	1.02	1.03
現場管理費率	1.01	1.02	1.04		1.01	1.03	1.04

図-1 週休2日補正の改定

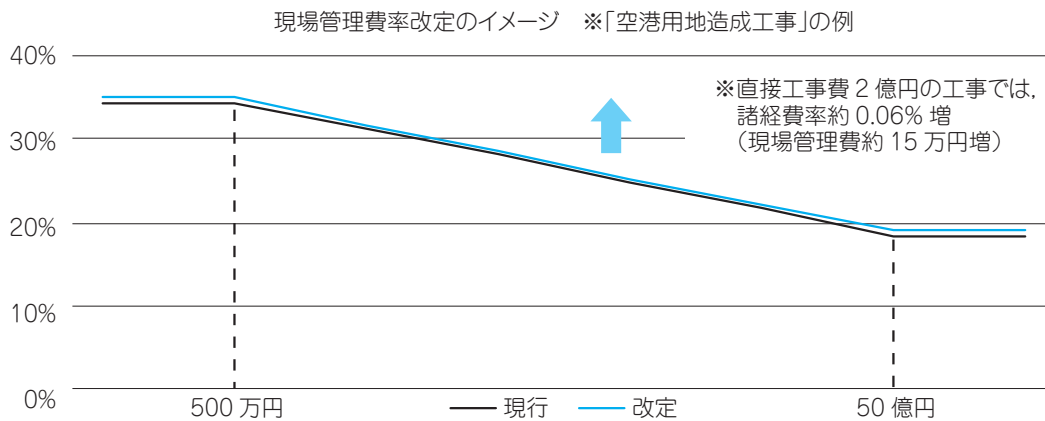


図-2 現場管理費率の改定

(2) 現場管理費率の改定

令和元年度の改正品確法の施行に伴い、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、法定外の労災保険料等についての調査・解析を行い、空港土木工事の全工種区分の現場管理費率を改定しています(図-2)。

3 おわりに

今回、改正品確法の理念に基づき、発注者の責務として適切な予定価格を設定する観点から、空港請負工事積算基準の改定を実施しています。これにより、受注者が適切な利潤を確保できるようになり、建設業従事者が適切な賃金・休暇を確保できる建設環境の改善につながるなど、建設業の働き方改革の一助となることを期待しています。